

# 茨城町障害者活躍推進計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年4月

## 1 機関名

茨城町、茨城町教育委員会

## 2 任命権者

茨城町長、茨城町教育委員会

※茨城町は、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条の規定に基づく特例認定を受けており、教育委員会等の機関に勤務する職員を町長部局に勤務する職員とみなしている。

## 3 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

## 4 障害者雇用に関する課題

茨城町においては、令和6年6月1日時点の障害者任免状況通報において法定雇用率以上の雇用を達成している。引き続き法定雇用率以上の雇用を維持できるよう、障害者を対象とした職員採用を計画的に実施するとともに、障害特性に応じた支援体制の更なる充実を図り、引き続き雇用の定着を推進していくことが重要である。

## 5 目 標

### (1) 採用に関する目標

- ・ 目 標 実雇用率を当該年の法定雇用率以上とする  
(参考：令和6年6月1日時点の実雇用率 2.99%)
- ・ 評価方法 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う

### (2) 定着に関する目標

- ・ 目 標 不本意な離職者を極力生じさせない
- ・ 評価方法 毎年の任免状況通報の時期に、定着状況を把握・進捗管理を行う

## 6 取組内容

### (1) 障害者の活躍を推進する体制整備

#### ① 組織面

- ・ 障害者雇用推進者として、町長部局においては総務課長を、教育委員会においては学校教育課長を選任する
- ・ 障害者職業生活相談員として、町長部局においては総務課人事グループ長を、教育委員会においては学校教育課総務グループ長を選任する

## ② 人材面

- ・ 障害者職業生活相談員に選任された職員に、茨城労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる
- ・ 職場の同僚や上司を対象として、対応のノウハウや困難事例についての情報を共有する

## (2) 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出

- ・ 新規採用時、部署異動時、その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかを点検する

## (3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

### ① 職務環境

- ・ 定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる
- ・ 措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する

### ② 募集・採用

- ・ 障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した選考や職務選定を行う
- ・ 募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない
  - 「特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する」
  - 「自力で通勤できることといった条件を設定する」
  - 「介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する」
  - 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられることといった条件を設定する」
  - 「特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する」

### ③ 働き方

- ・ 個々の状況に応じて、時間単位の年次休暇や療養休暇などの各種休暇の利用を促進する

### ④ キャリア形成

- ・ 人事評価制度に基づく目標管理面談を通して、障害特性に応じた業務分担、職務選定等を検討する
- ・ 必要に応じて実務研修やキャリアアップに結びつく研修を実施する

### ⑤ その他の人事管理

- ・ 障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置を行う
- ・ 中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）が、円滑に職場復帰できるよう、職場環境の整備、職務選定、通院への配慮等の措置を講じる

## 7 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。